

米子市フレイル対策事業広報業務委託に関するプロポーザル質問への回答

令和6年3月4日更新
米子市福祉保健部フレイル対策推進課

No	質問内容	回答
1	質問への回答は、順次又は一括（質問受付締め切り後）のどちらか？	質問内容等を考慮の上、複数回に分けて回答します。
2	共同企業体として申込みする場合、別記様式5号の右上部分について、商号又は名称の欄には「共同企業体名」又は代表企業の企業名のどちらを記載するか？また、所在地、代表者職・氏名の欄についてはどうか？	質問内容にある、別記様式5号（共同企業体結成届出書）の記入については、いずれも代表企業の情報を記入してください。
3	別記様式3号「役員等調書兼照会承諾書」について、役員名は社外取締役まで記載が必要か？	社外取締役の方についても記入してください。
4	イベント開催を含む提案を行っても良いか？	提案いただいて構いません。
5	「別添 広報対象事業概要」に記載のある事業について、これらの事業運営に係る費用は委託料に含まれるか？（案内状送料、教室運営費用等）	「別添 広報対象事業概要」に記載の事業運営自体は、委託に含んでいません。
6	フレイル対策事業を官民一体の取組とする目的で、本事業に賛同する企業から協賛を得ることは可能か？	企業からの協力及び支援という観点を考慮し、可能とします。
7	実施場所「市内全域」となっているが、広報の効果が市米子市民以外にも波及することは問題がないか？	当事業は市内在住の方を対象としていますが、フレイル度チェックの実施など、セルフチェックについては住所や年齢に関係なく、実施していただきたいと考えているため、差し支えありません。

8	仕様書5(2)の「再委託」の定義は何か？	委託業務内容のうち、主な業務ではなく部分的な業務については、具体的な内容を必要に応じて協議することとします。
9	仕様書5(6)に「再編集可能な電子データを納品」とあるが、制作した広報物を米子市が変更して使用する可能性はあるか？	「広報よなご」や「米子市ホームページ」等、本市が広報する際に活用することが考えられます。
10	仕様書6(4)に「市の定める日」とあるが、大体の予定を教えてください。	仕様書6(2)に併せて報告していただくことを想定しています。
11	令和5年におけるフレイル度チェック状況を教えてください。(郵送・アプリでの回答率、チェック未実施者の割合等)	令和5年度フレイル度チェックの実施者及び未実施者(令和6年2月13日時点) <ul style="list-style-type: none"> ・実施者：10,065名(郵送…8,134件、チェック会場…939件、アプリ…992件) ・未実施者：25,426件
12	健康ポイント事業、フレイル予防応援パスポート事業の実施時期はいつか？	実施時期は、令和6年4月からを予定しています。 なお、令和6年5月ごろに計画している初回のフレイル度チェックの案内発送時期に合わせ、積極的な広報を行う想定です。
13	米子市の65歳以上及び75歳以上の人口並びにそのうちフレイル対策事業の対象となる人口を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月1日時点の人口 65歳以上：42,884名、75歳以上：24,025名 ・令和5年度フレイル度チェック対象者数 65～74歳：17,970名、75歳以上：17,521名
14	広報活動に必要な取材、イベント、広報物配布等で外部の企業等に協力を依頼する場合、書面による手続きの要否、その際の様式等に指定はあるか？	必要に応じて任意の様式で手続きを行ってください。

15	委託業務仕様書5（3）の著作権27条（変形等）・28条（二次的著作物）の権利譲渡について、権利譲渡を希望する際（変更・二次的著作物等が発生する時）は別途、委託者及び受託者が協議の上、有償または無償を決定することとすべきではないか？	納品された成果物を「広報よなご」や「米子市ホームページ」等に本市の意図に基づき使用することを想定していることから、著作権の取り扱いについては委託業務仕様書5（3）としています。なお、著作権の譲渡に関連する費用については委託料に含むものとして取り扱います。
16	委託業務仕様書5（4）について、著作人格権は譲渡できない権利であるため全文を削除すべきではないか？	納品された成果物を「広報よなご」や「米子市ホームページ」等に本市の意図に基づき使用することを想定していることから、著作権人格権については行使されないものとして定めておく必要があります。
17	委託業務仕様書5（5）について、著作者が一切の責任を負うという条件ではなく、著作権侵害を主張された事案が発生した時は委託者及び受託者が共に協議しその問題解決に向け対処するとすべきではないか？	納品される成果物については、仕様書5（5）に基づき、受託者が責任をもって制作及び納品してください。 なお、本市の指示によるものについては、この限りではありません。
18	委託業務仕様書5（6）について、納入した再編集可能な電子データ等の再編集を行う場合は、受託者と協議の上、有償で行うこととすべきではないか？	納品された成果物を「広報よなご」や「米子市ホームページ」等に本市の意図に基づき使用することを想定していることから、仕様書5（3）に基づき、再編集可能な電子データを納品してください。なお、著作権の譲渡に関連する費用については委託料に含むものとして取り扱います。